

## 令和8年度ひめの凧ブランド確立支援事業委託業務に係る企画提案募集要領

ひめの凧ブランド確立支援事業に係る業務を委託するにあたっては、優れた企画力や遂行力を持つ事業者の創意工夫やノウハウ等の活用が重要である。

については、広く企画提案を募集し、総合的な審査により委託候補者を選定するために実施する公募型プロポーザル（企画提案募集）方式の手続き等について必要な事項を定めるものとする。

### 1 事業の目的

栽培面積の拡大等により生産量の増加が見込まれる県育成品種「ひめの凧」について、新たな販路及び需要拡大を推進するため、県内外において各種プロモーション活動を展開し、認知度向上に取り組むとともに、本県初の高級米としてブランド化を図ることを目的とする。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

令和8年度ひめの凧ブランド確立支援事業委託業務

#### (2) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※提案により、最終期限を前倒しすることは差し支えない

#### (3) 業務内容

令和8年度ひめの凧ブランド確立支援事業委託業務仕様書のとおり

#### (4) 委託上限額

6,800,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 参加資格

参加者は次に掲げる要件の全てを満たす法人とする。ただし、複数の法人からなる共同企業体で参加する場合、代表者はすべての要件を満たし、構成員は（3）から（5）までの資格要件を満たすこととする。

(1) 愛媛県内に本社、支社、営業所等の活動の拠点を有すること。

(2) 愛媛県知事の審査を受け、令和8～10年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。もしくは選定審査会までに登録が予定されていること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。

(5) 企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者ではないこと。

#### 4 応募の手続き

本公募への参加を希望する者は、次の事項に基づき、必要書類等を提出すること。

##### (1) 提出先

- 愛媛県農林水産部農業振興局 農産園芸課 米麦係
  - ・住所 〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
  - ・電話番号 089-912-2568
  - ・FAX番号 089-912-2564
  - ・電子メール nousan@pref.ehime.lg.jp

##### (2) 参加申し込み

- 提出書類：参加申込書（様式1）
- 提出方法：持参又は郵送。
- 提出期限：令和8年6月26日（金）17：15（必着）  
持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から17時15分までとする（以下同じ）。
- その他
  - ・共同企業体で応募する場合、共同企業体の構成員全員分の参加申込書を提出すること。また、共同企業体の代表者及び構成員の役割分担についての資料も提出すること（様式任意）。
  - ・参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式2）を提出すること。

##### (3) 質問票の受付

本公募に係る質問は、質問票（任意様式）により受け付ける。

- 提出書類：質問票（任意様式）
- 提出方法：メール又はFAX。
- 提出期限：令和8年7月1日（水）17：15（必着）
- 回答方法：応募者全員にメール又はFAXで回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、当該質問者に対してのみ回答する。

##### (4) 企画提案書及び関係書類の提出

- 提出書類
  - ・企画提案提出書（様式3） 1部
  - ・企画提案書 10部
  - ・見積書 10部
  - ・会社概要（協力を得る予定の事業者に関する内容を含む） 10部
  - ・その他参考資料（任意） 10部
- 提出方法：持参又は郵送。
- 提出期限：令和8年7月10日（金）17：15（必着）
- その他：企画提案は各者1提案のみとすること。

##### (5) 企画提案書等及び関係書類の内容

###### ①企画提案書の内容

- 企画提案書には、仕様書に基づく具体的な提案事項、業務運営体制、スケジュールを記載すること。
- 企画提案書は、A4判冊子（A3混じりも可）・カラーとすること。

## ②会社概要に関する留意事項

○会社概要には、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容、業務実績（愛媛県及び他県等で受託した類似の業務実績）を記入すること。

## ③見積書に関する留意事項

○見積書の金額はいずれも消費税及び地方消費税を含む金額とする。

○見積額は、提案する企画内容の実施に係る一切の経費とし、内訳をできるだけ具体的かつ詳細に記載すること。

○見積額は、「2（4）委託上限額」に定める額以内となるよう計上すること。

## （6）提出書類の著作権、情報公開

①応募者が提出した書類（以下、申請書類という。）の著作権は、応募者に帰属する。ただし、愛媛県は、応募結果の公表等必要な場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

②企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこと。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全ての応募者の責任と費用負担で対応する。

④申請書類は、理由の如何を問わず返却しない。

⑤選定された者は、実施内容に係る協議を求められた場合はそれに応じること。

⑥申請書類は、情報公開により開示することがある。

## （7）応募にあたっての留意事項

①提出期限後の申請書類の再提出又は差し替えは、原則として認めない。ただし、愛媛県から、内容不明点についての回答や追加資料の提出を依頼することがある。

②本提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。

## 5 審査

### （1）審査方法

①事業者の選定は、愛媛県が設置する選定審査会において行い、最低基準を満たし、かつ最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定し、契約手続きを進める。

②選定審査会では、提案者は提出した企画提案書に基づいた15分程度のプレゼンテーション及び質疑応答（対面又はオンライン）を行う。

③審査基準は、別添「ひめの凜ブランド確立支援事業委託業務に係る企画提案公募審査基準」による。

④提案者が1者のみの場合においても、同様に評価を行い、適否を判断する。

### （2）審査結果の通知

応募者全員に、採否の結果を書面で通知する。

### （3）企画提案の無効

応募者が次の要件に該当する場合、企画提案を無効とする。

ア 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合

イ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合

ウ 本募集要領に違反又は著しく逸脱した場合

エ 企画内容が仕様書の要件に満たない場合

オ その他不正な行為があった場合

## 6 契約の締結

### (1) 契約締結の協議

選定審査会により選定された委託候補者と、提出された企画提案書を基に契約内容についての協議を行う。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

協議が整わない場合、もしくは選定された委託候補者が契約を辞退した場合には、次点の者と協議の上、契約を締結する場合がある。

### (2) 契約締結

協議が整った場合は、委託候補者から見積書を徴し、県が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。

ア 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。

イ 電子契約を希望する場合は、県が定める提出期限までに電子メールにて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

### (3) 契約保証金

契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付する必要がある。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する場合は免除する。

### (4) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準じることとする。

## 7 公正な企画提案の確保

○プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

○プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。

○プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。

○プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 8 その他

○提出された参加申込書及び企画提案書等は、委託候補者の選定以外の目的で使用しない。

○企画提案に関し、愛媛県から受領又は閲覧した資料等は、愛媛県への了解なく公表又は使用してはならない。

○企画提案内容に含まれる特許権などの日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案者が負う。